3　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　様式第三によるネットワーク構成図

二　提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三　申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要

四　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　定款の謄本及び登記事項証明書

ロ　役員の名簿及び履歴書

ハ　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

五　申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本

ロ　役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

ハ　団体の財産の状況を記載した書類

六　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　氏名、住所及び生年月日を証する書類

ロ　履歴書

ハ　資産目録

七　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

八　前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ　合併又は分割の条件に関する説明書

九　第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ　譲渡しに関する契約書の写し

ロ　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

十　第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三による事業収支見積書

十一　所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類

十二　電気通信業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う部門に関するものを含む。）

十三　電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則その他これに準ずるものをいう。）

十四　第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項を変更した、又は変更しようとする場合（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に与える影響が軽微である事項を変更した、又は変更しようとする場合を除く。）には、その内容を記載した書類

イ　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続条件

ハ　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

ニ　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の条件（ニに掲げるものを除く。）

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重要な関係を有する事項

十五　その他その電気通信事業の登録の更新の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三　法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2　法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四　法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

一　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信

二　無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

2　法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一　当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二　対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数

三　対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

3　法第十二条の二第四項第二号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第十四条第一号中「、第二十二条の二の二第一項第一号」を削り、「第十一号」の下に「並びに別表第一号」を加え、同号イ中「（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三号イ(1)中「以下同じ」を「以下このイにおいて同じ」に改める。

第十四条の二中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改める。

第十九条の二の二ただし書中「原価」を「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」に改める。

第十九条の五第四項中「将来原価及び」を「将来の原価及び利潤並びに」に、「将来原価から」を「将来の原価及び利潤から」に改める。

第二十二条の二の二を削り、第二十二条の二を第二十二条の二の二とし、同条の次に次の九条を加える。